

国民健康保険のかたの 特定健診

年に一度の 健康診断を 習慣に!



国民健康保険では、生活習慣病を早期に発見し健康を維持していくために「特定健診」を行っています。健診では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とその予備群の人を見つけ、その後の特定保健指導で生活習慣病を予防する指導を行います。

年に一度の健診を習慣づけ、健康管理に役立てましょう。



◆対象者
①受診券(4月13日までに国民健康保険加入者で40歳～74歳のかた)
坂東市国民健康保険加入者で40歳～74歳のかた

14日以降加入の手続きをされたかたで、集団健診を受けるかたは健診時に交付します。個別健診を受けるかたは、保険年金課までお問い合わせください。

14旬に郵送しています。4月

27年度坂東市保健事業予定表または「広報坂東お知らせ版」でご確認ください。

- ◆健診日に必要なもの
 - ①受診券(4月13日までに国民健康保険加入者で40歳～74歳のかた)
 - ②被保険者証(保険証)

- ◆健診日に必要なもの
 - ①受診券(4月13日までに国民健康保険加入者で40歳～74歳のかた)
 - ②被保険者証(保険証)

- ◆ドック健診を受けるかたへ
 - ドック健診には特定健診が含まれているため、同一年度内での重複受診をすることはできません。

- お問合せ
 - 内線1732
 - 保険年金課 岩井仮設庁舎

③負担金
40歳～69歳 1000円
70歳～74歳 500円

◆個別健診について
市と契約している県内500以上の医療機関で受診することができます。かかりつけ医で健診を希望する場合は、直接医療機関にご確認ください。

被用者保険の扶養者のかたの特定健診

被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合)の扶養者のかた及び国保組合の被保険者のかたについても、受診券をお持ちのかたは坂東市民健康保険の集団健診会場で受診することができます。

各医療保険組合が発行する「受診券」と「被保険者証(保険証)」及び各医療保険組合で定める「一部負担金」をご持参のうえ、健診会場にお越しください。

なお、「受診券」に関してご不明な点は、「被保険者証(保険証)」を発行している各医療保険組合にお問い合わせください。

